

むつ市農業委員会
第800回総会議事録

むつ市農業委員会第800回総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月17日（金）午後4時00分から午後5時20分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員（17名）

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
4	柏谷均
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
17	四ツ谷末藏
18	鴨田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	面村一松
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（1名）

議席	氏名
3	嶋 影 秀 子

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
報告事項 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成 田 司
次 長 伊 藤 恭 雄
総括主幹 品 木 聡
主 任 石 田 洋 利
会計年度任用職員 賀 佐 ひとみ

7. 会議録署名委員

5番 水 戸 隆 壘 6番 柴 田 峯 生

8. 会議記録者

農業委員会事務局総括主幹 品 木 聡

9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第800回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。</p> <p>本日、3番 嶋影委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、5番 水戸委員、6番 柴田委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の品木総括主幹を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、川内町熊ヶ平67、面積3,614㎡。</p> <p>申請地は、譲渡人世帯が所有してきたもので、譲受後はネギなどの野菜類全般の栽培地として主に利用するものであります。</p> <p>調査につきましては、11月26日 嶋田委員、村口委員、千葉推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
村口委員	特にありません。
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第1号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	(無しの声あり)

議長(坂本会長)	質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。 申請地は大字奥内字金谷沢172番ほか2筆、面積合計14,416㎡、借受人は、あおもり農業支援センターで農地中間管理機構を利用するとのことでありです。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
新堂委員	特にありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第2号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(無しの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認について番号1番から527番について、ご説明いたします。 本議案は、6月総会の際にも若干説明させていただきましたが、今般、非農地承認済みとして農地台帳システムに登録されている農地数と、非

農地承認議案にあげられた農地数に差異があったことから、事務局にて調査を行ったところ、昨年度以前に行われた農地利用状況調査の結果、非農地判断がなされた農地について、本来であれば、非農地承認議案として総会に諮り、非農地判断のご承認をいただいたうえで、非農地として扱うべきものが、そのような手続きを経ずに、「パトロールによる非農地判断済みの農地」として取り扱われている事例が多数確認されました。

ひとたび非農地判断を受けた土地として登録されてしまうと、翌年度以降は農地とされないため、農地パトロールの対象から除外されてしまうことから、航空写真等により状況確認を行った結果、当該農地については、既に宅地化・山林化が進んでいる農地が大部分であったことから、当時の担当者が、何らかの意図をもって変更した可能性があるため、聞き取りを行った結果、「意図的に変更した訳ではなく、原因も不明」とのことでありました。

事務局としては、平成27年度初めての取り組みであったことや、非農地承認件数が数千筆という多量であったことを踏まえ、錯誤があったものと想定されました。

当該農地につきましては、当該年度において非農地判断された農地となりますが、農林水産省発信の「農地法の運用について」において、非農地判断は、原則として当該調査を行った年内に、農業委員会の総会又は部会の議決により判断を行うこととされていることから、遅ればせながら、該当農地に関して改めて精査の結果、筆数合計527筆、面積合計706,270.82㎡を農地台帳から削除するため、審議・承認をいただきたく上程するものであります。

それでは、現地の航空写真を、スライドで見させていただきます。

今回は筆数が多いため、対象農地を全部で8地区に分けて説明させていただきます。

また、議案に上程される該当農地には、あらかじめ1筆ごとに「非農地議案通し番号」という一連の管理番号を付しておりますが、今回の場合は、複数の年度に渡るため、番号が飛び飛びになっている場合もありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

最初に、むつ地区から説明させていただきます。

むつ地区では全部で305筆が対象となっております。

(以下、各地区ごとにスライドで説明。川内地区124筆、大畑地区54筆、脇野沢地区44筆)

なお、今回の案件につきましては、2015年以降に行われた農地パトロールに基づく非農地判断済み農地のうち、総会承認を得ていないケースとなります。

全てが宅地化、山林・原野化している農地となりますが、時間の経過により、現状が農地として復元されている、又は今後復元されるケースも想定されます。

そのような農地につきましては、非農地判断以降に行われた農地パトロールにおいて「農地」として把握された場合には修正することも可能です。

	<p>現状、全ての地区の事務局によるチェックが終了しておりませんが、本年度の農地パトロールの成果で、今回のリストに掲載された農地が復元されたケースはございませんでした。</p> <p>以上が今回対象となっているものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより議案第3号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(無しの声あり)</p>
柴田委員	<p>質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長 (坂本会長)	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
柴田委員	<p>ちょっと話したいことがあります。</p> <p>事務局からいただいた議案を見て思ったことですが、農地の法人取得が、田名部地区に特に多い気がする。</p> <p>相続で法人が農地を取得することはあり得ないし、万が一、何かの段階で、免除申請をして、農地を多目的に利用するという許可を得ているという方法もあるかもしれない。</p> <p>ただ、宗教法人の場合は、終戦後に宗教法人法ができた時点で、なかには許可された形もありますので、宗教法人は解りますけれども、それ以外の法人で、農地をこれだけ取得しているのは、もう既に合併前のむつ市の段階で、何らかの手続きが行われてあったのではないかなと思われれます。</p> <p>合併後は、ほとんど、法人の農地取得は農地法4条か5条に以外には見ていません。</p> <p>相続で法人が農地を取得することはないため、考えられることは法人を設立する時に、農地を出資する際にそれにして出したところがあるかもしれません。</p> <p>これを見ると取得して放置してかまわないでおけば、手続きを経ないまま脱法で、農地から逃れていく形になるのではないかという気がしてならない。</p> <p>非農地であることは認めますけれども、ここに法人がからんでいる農地がたくさんあることは疑問だなということです。</p> <p>ほかを見れば、大畑、川内、脇野沢にはほとんど無い。大畑には1社あります。大湊地区には宗教法人が取得している農地が10筆程度ありますが、これは戦後に宗教法人法ができた時点で、農地を認めて、国から使っている状態で農地を与えたものですから、宗教法人が農地をもつ</p>

	<p>ていることは問題ないと思いますが、一般の法人が農地を持つということは、どういう経緯を経てきたものなのか。</p> <p>手続きを経ないまま、個人から買収しているけども、法務局へ書類をあげれば、法務局では農地の移転には許可証がなければ認めないはずで。法人には農地の賃貸は認めても、現在でも、第5条を除いては法人には譲渡は認めないこととなっている。</p> <p>ちょっと、不思議でならない。</p>
議長 (坂本会長)	<p>この件について、現時点で事務局から何か説明できることがございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>議案として提出しているリストをご覧いただければ、特にむつ地区を中心に法人が農地を所有しているケースが見られます。</p> <p>私どもも、このリストを調製している中でそのようなケースが散見されているので、なぜなのかなという疑問はあります。</p> <p>ただいま、ご指摘があったとおり本来、農地所有適格法人の要件を満たしている法人などでなければ、所有ができない形となっておりますので、過去何らかのいきさつがあって、このような形となっているかと思えます。</p> <p>こちらの方については、非農地通知を発送する前に、事務局の方で、登記資料等取り寄せまして、経緯に関して調査したいと思っておりますので、今のところでは申し訳ございませんが原因を調査できておりませんので、回答はこの程度とさせていただきます。</p> <p>また、調査を行ってみて、経緯等について判ることがありましたら、この場にてご報告させていただきたいと存じますので、ご理解いただければと思います。</p>
議長 (坂本会長)	<p>柴田委員よろしいでしょうか。</p>
柴田委員	<p>非農地であることは、私も問題はないと思います。それは認めます。</p> <p>ただ、どういう経過で法人が農地を取得していたのかということをお調べられるべきだと思います。</p>
議長 (坂本会長)	<p>調査できる範囲で調査するというところでございますので、それでよろしいでしょうか。</p>
柴田委員	<p>(頷き有り。)</p>
議長 (坂本会長)	<p>事務局はよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、農地の転用事実に関する照会について、5件報告事項があります。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第1号、申請地 大字奥内字川代1番28ほか3筆、地目は畑、面積合計13,364㎡、調査につきましては、大字奥内字</p>

	<p>川代の2筆については、立花幸雄委員、立花順一委員、西村推進委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と回答いたしました。</p> <p>また、大字奥内字栖立場及び大字中野沢字穴明窪の2筆につきましては、平成27年度農地利用状況調査にて、非農地と認定済みのため、非農地と回答いたしました。</p> <p>次に、報告第2号、申請地 大字田名部字上道16番1、地目は畑、面積67㎡、調査につきましては、平成28年度農地利用状況調査にて、非農地と認定済みのため、非農地と回答いたしました。</p> <p>続きまして、報告第3号、申請地 川内町館山下14番1、地目は畑、面積293㎡、調査につきましては、こちらも平成28年度農地利用状況調査にて、非農地と認定済みのため、非農地と回答いたしました。</p> <p>続きまして、報告第4号、申請地 大畑町上野23番8、地目は畑、面積73㎡、調査につきましては、柏谷委員、齊藤委員、畑中推進委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より建物が建築されていたため、非農地と回答いたしました。</p> <p>最後に、報告第5号、申請地 小川町一丁目628番1、地目は畑、面積75㎡、調査につきましては、杉山委員、林委員、四ツ谷委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より建物の敷地となっていたため、非農地と回答いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。 何か、ありませんか。</p>
各委員	<p>(無しの声あり)</p>
議長(坂本会長)	<p>無いようですので、以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。 これもちまして、むつ市農業委員会第800回総会を閉会します。</p>

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 水 戸 隆 璽

会議録署名委員 柴 田 峯 生